

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間（令和5年11月15日（水）～11月21日（火））のお知らせ

法務省と全国人権擁護委員連合会では、かねてから「女性の人権ホットライン」の名称による相談電話を設け、女性をめぐる各種の人権問題に関する相談を行っているところですが、令和5年11月15日（水）から11月21日（火）までの7日間を全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間とし、平日の電話相談受付時間を延長するとともに、土・日曜日にも電話相談を受け付けることとしました。

富山県内においては、以下のとおり実施することとしましたので、お知らせします。

## 【全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間】

富山地方方法務局  
富山県人権擁護委員連合会

- 1 実施期間  
令和5年11月15日（水）から11月21日（火）まで
- 2 受付時間  
午前8時30分から午後7時まで  
ただし、土・日曜日は午前10時から午後5時まで  
（土・日曜日は名古屋法務局の職員等が対応します。）
- 3 相談電話番号  
0570-070-810
- 4 対象  
人権に関してお悩みの女性
- 5 相談内容  
夫又はパートナーからの暴力、職場等におけるセクハラ、ストーカー行為、その他女性をめぐる各種の問題  
人権擁護委員、法務局職員が相談を承ります。

人権イメージ  
キャラクター



人KENまもる君



人KENあゆみちゃん

